

第23号の5様式（第10条関係）

診療用エックス線（歯科）装置に関する届出書

診療所名						
5 診療用エックス線装置に関する事項	製作者名					
	型式					
	定格出力	KV		mA		
	用途					
6 エックス線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要	エックス線管焦点から1mの距離におけるエックス線管の容器及び照射筒の利用線錐以外のエックス線量率		(定格管電圧が125KV以下) mG/h			
			(上記以外) mG/h			
	附加濾過板		(定格管電圧が70KV以下) mmA \emptyset 当量			
			(上記以外) mmA \emptyset 当量			
	利用するエックス線管焦点受像器間距離において受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置		有 ・ 無			
	焦点皮膚間距離	(定格管電圧が70KV以下)		cm		
		(定格管電圧が70KV超)		cm		
(歯科用パノラマ断層撮影装)		cm				
7 診療室の放射線障害防止に関する	1週間の延べ使用時間		3時間未満 6時間以上12時間未満 3時間以上6時間未満 12時間以上			
	建築物の構造		耐火構造 不燃材料 その他 ()			
	診療室の	しゃへい物を設ける場所	しゃへい物	構造	材料	厚さ
		天井				
床						

構造設備の概要

防護物の概要	周囲の画壁	東				
		西				
		南				
		北				
		監視用窓				
	出入口のとびら					
	その他の開口部					
	装置を操作する場所	操作室				
		その他				
	測定に使用した線量計	名称				
		型式				
	測定条件及び使用したファントーム		KV	mA	ファントーム	
	診療室の標識		有	・	無	
	診療室画壁外側の実効線量		mSv/週			
8 診療室の放射線障害防止に関する予防	エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有	・	無	
	使用中の表示		有	・	無	
	管理区域	管理区域を設ける場所				
		境界における実効線量		mSv/3月		
		立入制限措置		さく	その他 ()	
		標識		有	・	無

措置の概要	境地の境界	敷地内居住区域の境界における線量	μ Sv/3月		
		敷地の境界における線量	μ Sv/3月		
	入院患者(放射線治療患者を除く)の被ばくH ₁ cm線量当量が3ヶ月間につき1.3mSvをこえない措置		有	・	無
	取扱者の被ばく測定器の有無		有	・	無

(備考)

1. 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診察室の平面図及び側面図を添付すること。
2. 診察室図は、エックス線管の位置及び照射方法、エックス線管焦点から天井、床、周囲の画壁外側までの距離、並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図を添付すること。
3. 管理区域を設けた場合は、その区域、標識の位置を上記1. 2の図面に明示すること。
4. エックス線診療室等における放射線測定結果書を添付すること。
5. 届出はエックス線装置1台毎に提出すること。